

令和元年度 第1回 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会議録

日 時	令和元年7月16日(火) 午後1時30分から午後3時30分
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 平野 隆之          副 会 長 吉田 督          委 員 宮崎 睦雄, 川部 博子, 東岡 浩一, 倉内 弘子, 脇 朋美,          藤川 喜正, 園田 伊都子, 杉江 東彦, 三芳 学, 針山 大輔,          安達 昌宏          欠席委員 なし          委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香, 天羽 加織, 竹林 愛実          三田谷治療教育院 中野 美智子, 藤田 敬二          山の子会 吉岡 百々代, 津村 直行, 若林 伸和          関係課 総務部債権管理課 前場 理広          市民生活部保険課 知花 俊憲          福祉部生活援護課 越智 恭宏, 西川 隆士          事務局 福祉部地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳,          岡本 ちさと, 阪口 祐紀, 横道 紗知</p>
会議の公表	<p><input type="checkbox"/> 公 開            <input type="checkbox"/> 非公開            <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開          &lt;非公開・部分公開とした場合の理由&gt;          配慮を要する内容を含むため議事(1)①ウのみ非公開とする。</p>
傍聴者数	0人

1 開 会

【協議会の成立について】

- ・開始時点で委員13名中13名の出席を確認

2 委員委嘱

3 委員及び事務局の紹介

4 会長, 副会長の選出

【会 長】平野委員

【副会長】吉田委員

## 5 議事

### (1) 報告

- ① 各事業の取組状況について
  - ア 自立相談支援事業
  - イ 就労準備支援事業
  - ウ 地域まなびの場支援事業

### (2) 協議

- ① 庁内連携体制の強化について
  - ア 生活援護課との連携について
  - イ 収納所管課との連携について
  
- ② 家計に関する相談について

### (3) その他

## 6 資料

### 【事前資料】

- 事前資料 1 平成30年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書（案）
- 事前資料 2 自立相談支援事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組
- 事前資料 3 就労準備支援事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組
- 事前資料 4 地域まなびの場支援事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組

### 【当日資料】

#### 次第

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会関係者名簿

当日資料 1 庁内連携及び家計相談に係る令和元年度の取組

当日資料 2 生活困窮者自立相談支援機関窓口⇔生活援護課窓口 つなぎフロー図

当日資料 3 家計相談及び滞納・負債の把握状況から見える現状と課題  
(平成30年度実績より)

当日資料 4 平成30年度就労準備支援事業支援ケース一覧

## 7 審議経過

### (1) 報告

- ① 各事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組について
  - ア 自立相談支援事業

(社会福祉協議会 三谷)

平成30年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)(事前資料1)、自立相談支援事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組(事前資料2)について説明。

(1) 報告

① 各事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組について

イ 就労準備支援事業

(三田谷治療教育院 藤田)

平成30年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書(案)(事前資料1)、就労準備支援事業における平成30年度の実績報告及び令和元年度の取組(事前資料3)、平成30年度就労準備支援事業支援ケース一覧(当日資料4)について説明。

(平野会長)

自立相談支援事業、就労準備支援事業の報告について、質問等がありますか。

(事務局 山川)

1つ資料の補足をいたします。

就労準備支援事業にて作成しました当日資料4について、こちらは前回の本協議会で用いた天津市の就労準備支援事業の見える化をねらいとした表を参考に、平成30年度にどのような支援をしたかということを示した資料です。

今年度は、全ケースについて作成し、支援の評価に使っていきたいと考えております。

(平野会長)

前回の本協議会で就労準備支援事業の実績が上がっていないということもあり、支援のプロセスも報告したらどうかということで、今回当日資料4を作成していただきました。

このことも含め、3つの事業の報告について、少し討議しておきたいと思います。今回初めて参加された吉田副会長は、どのような印象を持たれましたか。

(吉田副会長)

芦屋市では今までこれほど多くのことをやっていたかと思い、感心しました。反対に、この頑張りや、市民にあまり伝わっていないのではないかと思います。特に、地域まなびの場支援事業は、非常に意味のある事業であると思い、感銘を受けております。

(平野会長)

家計支援や、生活援護課との連携については、後程の協議にて議論したいと思いますので、就労支援の関係で何か質問等がありますか。

(東岡委員)

今年度の取組について、自立相談支援事業、就労準備支援事業でそれぞれ就労支援の項目が挙げられています。

就労準備支援事業における就労支援は、ひょうご発達障害者支援センター芦屋ブランチや、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携強化という記載があり、障がいのある人に関わる部分の取組に特化した内容になっていると感じました。

一方、自立相談支援事業における就労支援は、障がいの有無に関わらずハローワーク西宮を含めた中規模支援というような大きなくりの中での取組内容になっていると感じました。

同じ就労支援という項目なので、就労準備支援事業に関してもハローワーク西宮と連携をしてやっていくという理解でよろしいでしょうか。

(平野会長)

就労準備支援事業が障がい福祉の枠に偏り過ぎているのではないかという意見だと思います。元々、就労準備支援事業は生活困窮者自立支援制度の枠組みの中での支援ですので、障がいのない人に関する支援も強化しても良いのではないかという意見だと思いますが、いかがでしょうか。

(三田谷治療教育院 中野)

東岡委員の意見が本当のニーズ・課題であると考えています。実際の対象者は、発達障がいの人が多いのですが、ほとんどが無自覚です。本来であれば、関係機関につなぎ、阪神南障害者就業・生活支援センターと協働できれば良いのですが、「障がい者」という枠組みに拒否を示される人がほとんどです。

この課題については、芦屋市全体でそのような人達が利用できる仕組みがあれば良いと考えています。

(平野会長)

就労準備支援事業利用対象者は、大きく分けて3つのパターンがあります。1つ目は、障がい福祉で対応する場合です。2つ目は、本人が障がい福祉での支援を拒否する場合です。3つ目は、障がい福祉ではないが何らかの原因で次のステップに進めずに生活困窮に陥っている場合です。東岡委員は、3つ目の支援について意見されていたのではないのでしょうか。

3つ目のパターンを障がい福祉の枠で取り上げない方が良いというのは、その通りだと思います。一般的に、障がい福祉というハードルは、とても高いのが現状です。私が関わっている東近江市では、「働く」というところからアプローチしたケースにおいて、成功例が多くありました。しかし、こういったケースは支援がとても難しいです。

三田谷治療教育院は法人自体が障がい部門に特化しているので、障がい福祉寄りの支援になる傾向があるため、自立相談支援機関も含めて、生活困窮者の就労支援の組み立て方を内部で検討して、ハローワーク西宮との連携も強化していただきたい

いと思います。

中高年のひきこもりについて、今回ひきこもりの子を持つ親に向けた勉強会を開催するとのことですが、枠組みとしては、就労支援とは別と考えて良いですね。

(社会福祉協議会 三谷)

別と考えています。

対象者本人には会えておりませんので、まずは家族面談を通して家族支援を行い、その後本人へアプローチをというように考えています。現在関わっているのは、様々な機関へ相談に行ったが解決につながらないために諦めている高齢の親が多く、そのような方々にどう対応していくかが課題となっています。

(平野会長)

ひきこもり支援は、自立相談支援機関が担うことが適切であるのかも含めて検討する必要があるかと思えます。

多様な課題を自立相談支援機関のみが担うことに、業務量の偏りを感じます。

(東岡委員)

金融危機の際に就職活動が上手くいかなかった人や非正規労働者が、現在の中高年層にあたります。最近では、ハローワークへ来ている中高年層が増えたように感じます。しかし、その年代の人はハローワークに対する敷居が高い傾向にありますので、中高年層の潜在的な求職者はもっと多いように思えます。ハローワークは本人が来ないことには支援できない仕組みとなっていますので、そういった潜在的な求職者に対して、ハローワークは敷居が高いものではなく、気軽に相談ができる場なのだということを周知していただければ、より多くの人に対して就労支援ができると考えておりますので、よろしくお願ひします。

(平野会長)

宮崎委員は、中高年のひきこもりについて何か見識はありますか。

(宮崎委員)

医学的には、就労継続支援B型へ通われる人は、本来就労自体が難しいと言われてています。また、中高年のひきこもりの人は、仕事のスキルがないことや人と一緒に作業をしていくことが難しい人が多いため、成果を求める企業の立場からすると雇用が難しい傾向にあるのではないのでしょうか。

施策として、そのような人でもできる職業を作って、そこで就労トレーニングを行う中で賃金も得られるような仕組みを作る必要があるのではないかと思います。

(平野会長)

事前資料1の19ページ図表4について、就労先の開拓で何か難しさはありますか。

(藤川委員)

就労先の開拓は、阪神南障害者就業・生活支援センターと協働で行っています。しかし、事業所を利用する段階にいる人自体が少なく、ひきこもりの人や一人での

外出が困難な人の相談が多いように思います。

就労先の開拓は、積極的に行っていかなければならないと思いますが、現状では実際のニーズは少ないと感じています。

(平野会長)

あくまで、就業につなげることや、就業に向けた生活の支援というところを指しており、ひきこもっている人本人への開拓ではないということだと思います。

ひきこもり支援は最も難しい領域だと思います。行政の窓口がこの領域を担うとすると、どの部署が担当だと考えていますか。

(安達委員)

共生社会の実現に向けて、地域共生推進担当を地域福祉課に設置していますが、福祉部門だけで協議するのではなく、市の総合計画や全体の中で議論できればと思います。

(宮崎委員)

対象者の人数によって取組方法が変わってくると思うのですが、どのように取り組んでいくのか伺いたいです。

(平野会長)

若者サポートステーションで、中高年のひきこもりについても支援するという施策が国でありますが、これについて杉江委員はどう考えていますか。

(杉江委員)

若者相談センターの支援対象年齢は18歳から39歳までで、内閣府が管轄しています。しかし、中高年層である40歳から65歳までの支援については、厚生労働省が所管しており、どこが担うのかというのは大きな課題であると思います。

また、中高年層も青少年のひきこもり事業として支援する場合、世代間のギャップや環境の違いが大きいため、どのように運営していくのかも課題になると思います。

(平野会長)

次回の本協議会までに、中高年層で精神疾患や障がい等で就労が難しい人が何人くらいいるのか確認しておいてください。

また、芦屋市として中高年のひきこもり支援について戦略的な部分も含めて内部で協議をしていただき、併せて報告いただければと思います。

中高年のひきこもりの人が親を虐待、放置しているというケースはどの程度あるのでしょうか。

(脇委員)

件数は増えております。

養護者支援において、養護者に障がいがあった場合、障がい者相談支援事業と地域包括支援センターの間で支援の線引きが大変難しく、どこで支えるのかということはケース会議等で毎回悩みます。

(平野会長)

養護者に対して権利擁護支援センターが介入する場合、養護者支援という点では難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

(協委員)

養護者が親の年金を搾取している等であれば、親の金銭管理で介入して間接的に養護者の支援に入ることあります。また、地域包括支援センターと同行訪問による支援等は可能かと思えます。

(平野会長)

9月に開催されるひきこもり講演会はどれぐらいの規模で実施する予定ですか。

(社会福祉協議会 三谷)

規模は、10組程度と考えています。

(平野会長)

その程度の規模であれば自立相談支援機関で対応しても良いかと思えます。

しかし、先程の議論のように構造的な話になってくると、何かプロジェクトを立ち上げるのか、地域福祉課がリーダーシップを取るのかという課題も含めて内部で検討していただきたいと思えます。

それでは、協議事項に移りたいと思えますので、地域福祉課より説明をお願いします。

## (2) 協議

### ① 庁内連携体制の強化について

#### ア 生活援護課との連携について

(事務局 山川)

庁内連携及び家計相談に係る令和元年度の取組(当日資料1)、生活困窮者自立相談支援機関窓口⇄生活援護課窓口つなぎフロー図(当日資料2)について説明。

(平野会長)

当日資料2において、生活援護課へ相談に行ったが、生活保護の利用見込みが低いために自立相談支援機関へつながった件数が24件、生活保護廃止後に自立相談支援機関につながった件数が0件となっているので、自立相談支援機関において支援継続できるようなケースがないかもう一度検討していただきたいと思えます。

また、事前資料1の9ページ図表2-6において、「他機関つなぎ」15件のうち多くが生活保護受給につながる人が多いのではないかという記載があります。これを当日資料2に置き換えると、15件全てを示している訳ではないと思えますが、自立相談支援機関から生活援護課へ同行して窓口へ行くというルートにあたります。当日資料2については両者の相互関係についての図であることを理解していただければと思えます。

生活援護課から見て、自立相談支援機関からつながる件数の割合はどの程度ですか。

(関係課 西川)

1割程度です。

(平野会長)

つまり、自立相談支援機関から見た「他機関つなぎ」のうち1割が生活援護課につながっているということですね。

生活援護課に来る相談全件のうち1割が自立相談支援機関からという理解で良いですか。

(関係課 西川)

はい、そのとおりです。

(平野会長)

自立相談支援機関からつながる件数は、今より増えた方が良いと思いますか。

(関係課 西川)

今まで生活保護制度が必要で支援が漏れていた人が自立相談支援機関を通じて、生活援護課へつながることができているのであれば、件数が増えることは良いことだと考えています。

(平野会長)

自立相談支援機関からつながる割合が、全体の1割というのは妥当な数字なのでしょうか。

(関係課 西川)

生活困窮者自立支援制度が開始してから、対象者が生活援護課の窓口に直接来られることが少なくなり、自立相談支援機関で対応してもらうことが増えたので、住み分けはできていると感じます。生活保護を受給しなくても、自立相談支援により生活が再建される人がいるということは、非常に助かっています。

(吉田副会長)

他市では、世代をつないで生活保護を受給し続けるという世帯が多々見受けられますが、芦屋市においても、そのような世帯はあるのでしょうか。

(関係課 西川)

件数としては多くありませんが、そのような世帯もあります。

(吉田副会長)

他にも、刑務所出所者も生活困窮の状態になる可能性があるため、自立につながる施策が講じられることが望まれると思います。

(平野会長)

就労支援として、生活保護制度の自立支援プログラムや生活保護受給者等就労自立促進事業がありますが、お金を得るために就労するというより、就労場所に帰属しているということや、自分自身に社会的価値あるということを認識させるような



プログラムがあれば、犯罪面の改善等につながるのではないかと思います。社会に属しているという認識ができる働く場がどのような場なのかということを経験者の方から聞いていただければと思います。

では、続いて当日資料3の説明をお願いします。

## (2) 協議

### ① 庁内連携体制の強化について

#### イ 収納所管課との連携について

(事務局 山川)

家計相談及び滞納・負債の把握状況から見える現状と課題（平成30年度実績より）（当日資料3）について説明。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度が始まってから、収納部門との連携についていろいろ模索されていると思いますので、芦屋市での取組について教えてください。

(関係課 知花)

窓口や電話で、生活に困窮しているというような話が出た時に、生活援護課への案内や、総合相談窓口のチラシを渡す等をしております。

(関係課 前場)

納税相談の際に、「お金がないから払えない」という発言があれば積極的に収支のヒアリングを行っています。その際に、自立相談支援機関へつないだ方が良いと思われるケースについては、総合相談窓口のチラシを渡しています。チラシを配布した時に初めて総合相談窓口を知られる人が多く、関心も示されます。

しかし、実際に窓口へつなごうとすると、ほとんどの人が断られます。

窓口の場所が市役所から離れていることや、「福祉」の相談窓口に敷居の高さを感じられていることが主な理由です。

債権管理課職員や債権管理課の窓口に来る人から、市役所内に自立相談支援機関の設置を求める声を聞きますので、検討していただきたいです。

また、債権管理課に来る人のほとんどが家計に関する相談で来られますので、自立相談支援機関で家計相談についても充実していただきたいです。

(平野会長)

生活困窮者自立支援制度の任意事業の中に、家計改善支援事業がありますが、芦屋市では実施しておりませんので、自立相談支援事業の中で家計改善に向けた支援を行うこととなります。

家計改善支援事業では、長期的な収支表を作成し丁寧な支援や指導を行うことができるのですが、自立相談支援事業で同様の支援を行うことは、実際に難しいと思います。

もし、債権管理課から家計に課題のある人が自立相談支援機関につながった場合、現時点でそのような支援ができますか。

(社会福祉協議会 三谷)

収支表を作成し、本人と一緒に収入と支出の確認を行います。

当日資料3「滞納・負債あり」33件のうち、家計が慢性的な赤字である世帯は20件程あります。公租公課の滞納がある場合については、自立相談支援事業の相談員が各窓口へ同行して分納相談等を行います。

また、自立相談支援事業で多い相談が、貸付けに関することです。現金として、今すぐ手元に欲しいということで来られますので、貸付けの対象にならないことがわかると、帰られることがほとんどです。家計相談に関する支援内容を提案しても、受け入れてもらえないことが多くあります。

(平野会長)

保険課においても、分納相談は積極的に対応しているのですか。

(関係課 知花)

分納の申請があれば、原則お受けしております。

(平野会長)

分納は、現年度分のみが対象となるのでしょうか。

(関係課 知花)

原則、過年度分から分割で支払いをお願いしておりまして、過年度分が償還できれば、次に現年度分を分割で支払っていただくという形です。

(平野会長)

過年度分から分割で支払うというのは、必須なのでしょうか。

(関係課 知花)

自治体により異なりますが、芦屋市では過年度分を優先して分納いただいております。

(平野会長)

分納している本人からすると、現年度分はたまっていくので、全体の滞納額が減っている感覚があまり持てないのではないかと思います。

(吉田副会長)

行政としては、過年度分を残して現年度分を対応するのは難しいと思います。そこには、過年度分を償還して現年度分の分納まで追いついてほしいという希望的観測も含まれているのではないかと思います。

自己破産や債務整理を行っても、税金の支払い義務は残ります。借金でどうにもならなくなってしまったら、積極的に法テラスを使っていただき、必要に応じて自己破産を行って再スタートを切り、その中で税金をしっかりと納めていただくという整理が必要かと思います。

自己破産と聞くと、印象が悪いかもしれませんが、苦しんでいる人を助けるため

の制度ですので、積極的に使っていただきたいというのが弁護士としての視点です。

(平野会長)

吉田副会長のご発言により、本協議会が具体的な支援の場になってきたように感じます。

庁内連携について提言したいと思います。庁内連携を社会福祉協議会の自立相談支援機関が担うことには限界があると思います。それは、距離の問題だけでなく、個人情報の取り扱いも、行政と法人間でやり取りが難しい部分があります。

本人了解を取るというルールを作るのも1つですが、本人了解が得られにくいという実情もありますので、停滞している連携状況の課題を内部で調整していただきたいと思います。

最後に、民生委員との連携について伺いたいと思います。

(倉内委員)

権利擁護支援センターや社会福祉協議会から依頼を受けて、世帯の見守りを行うことはできますので、そういう意味では連携はできていると思います。しかし、民生委員が主体的に、見守り対象の世帯を発掘するということは、難しいと考えています。

(平野会長)

今出ている課題をどのような戦略性を持って解決していくか内部で協議していただきたいと思います。

生活困窮者自立支援制度が開始して数年が経ち、中だるみの時期でもありますので、次のステップに向けてしっかりとPRもしていき、良いプロジェクトが展開できるようサポートしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局 吉川)

長時間にわたり、様々な意見をいただきありがとうございました。本日の審議を踏まえ、今年度計画として挙げていない活動についても、必要に応じて積極的に取り組みたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、本協議会の第2回目につきましては、年明けを予定しておりますので、改めてご案内させていただきます。

(平野会長)

それではこれで議事を終了します。

閉 会